

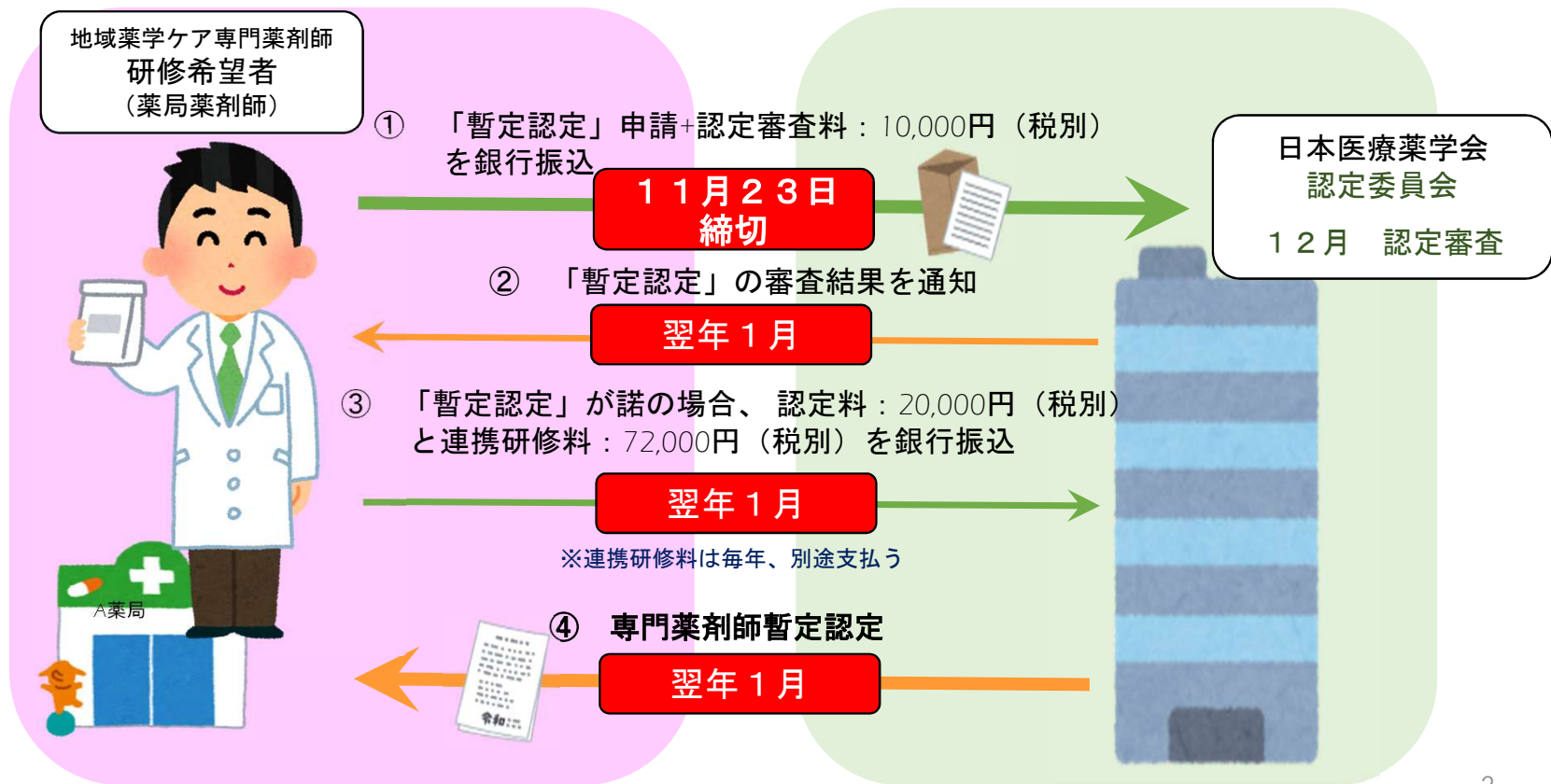
地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整（マッチング） 成立から研修開始までの流れ・各手続き

月	流れ・手続き	備考
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ★暫定認定の申請 ★研修施設（連携施設）認定の申請 	<p>研修開始までに両方の認定を取得することが必要です。 必ず申請いただくようお願いします（締切：11/23）</p>
1 2	（認定審査）	
1	<p>認定結果の通知（学会→申請者・連携施設） 連携研修者決定の連絡（学会→基幹施設）</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> ★認定料（20,000円+税）の支払い ★初年度分の連携研修料（72,000円+税）の支払い ★連携研修者から基幹施設への連絡 →連携研修者届出の提出 ★基幹施設と連携施設間での契約書等の締結 ★研修内容・日程に関する相談・決定 	<p>→認定料と連携研修料は、いずれも医療薬学会宛てにお振込いただきます。</p> <p>→連携研修者届出にあたり、必ず研修先の薬剤部門責任者に連絡の上、必要事項を確認してください。届出書の様式は改めて提示します。</p> <p>→契約書については現在検討中です。契約の趣旨・様式等は改めて提示します。なお、締結時期は2月中を予定していますが、施設によって時期が3月になる場合があります。</p> <p>→研修内容や具体的な開始日については、研修先の指導薬剤師と相談の上決定してください。</p>
3		
4	研修開始	

※上記期間内に研修のキャンセルを希望する場合は、必ず医療薬学会へご連絡ください。

日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師認定制度」 過渡的措置による「暫定認定」申請から認定までの流れ

「暫定認定」を希望する者は、あらかじめ地域薬学ケア専門薬剤師または地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の「暫定認定」の要件を満たしているか確認する。
また、自薬局が連携施設の認定要件を満たしているかも併せて確認する。

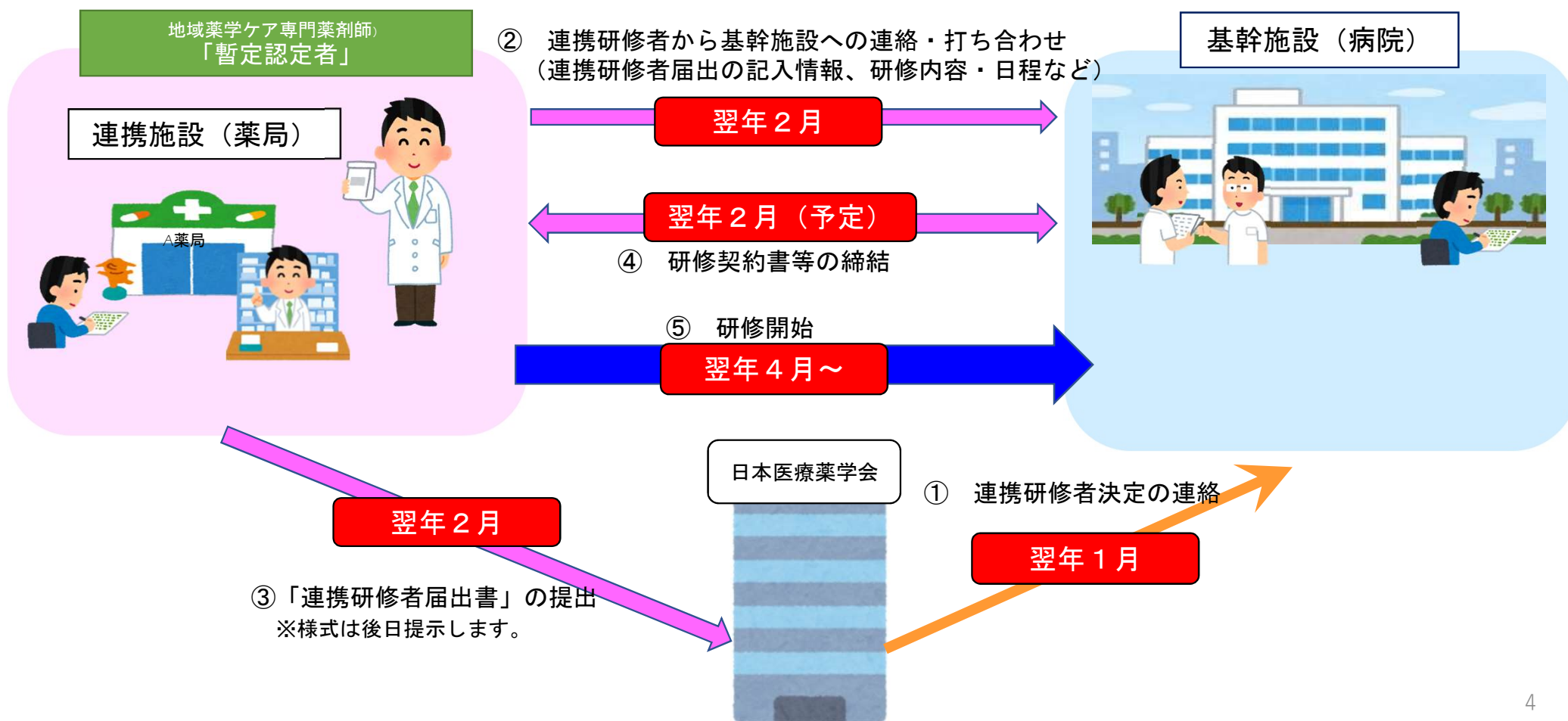


日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師認定制度」 連携施設（薬局）の施設申請から認定の流れ

本制度では、研修希望者自身が要件を満たしていることのほか、**自薬局が研修のための「連携施設」として認定されることが必要**です。
なお、自薬局が「連携施設」の施設要件のみ満たしており、人的要件は満たしていない場合、「地域薬学ケア専門薬剤師」の「暫定認定」を行い、自らが専門薬剤師の認定を受けることで、その時点から「連携施設」の人的要件を満たし、施設認定を受けることができます。



日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師」 過渡的措置による「暫定認定」から研修開始までの流れ



日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師」 過渡的措置による「暫定認定」後の研修の流れ

暫定認定により、「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を受けた後、5年間の研修が4月から開始します。

地域薬学ケア専門薬剤師
「暫定認定者」

- ・ 日常的な薬物療法や地域薬学ケアに関する研修は連携施設（自薬局）にて実施
- ・ 研修の中で関わった症例（50件）を、更新申請の際に提出
- ・ 副領域（がん）を標榜する場合には、追加でがん患者の症例（20件）も必要



月に3～4回程度以上、基幹病院のカンファレンス等に参加し、指導薬剤師から指導を受ける
（研修及び研究発表に関する指導も含む）

※2020年度緩和措置を適用して暫定認定を受けた場合※
翌年12月迄に不足分の要件を満たし、提出
（時期・方法は後日公表）

基幹施設（病院）



基幹施設：指導薬剤師が常駐

- ・ 基幹施設の指導薬剤師は、専門薬剤師として兼ね備えるべき患者の薬学的管理に関わるアドバイス、症例報告の書き方などの指導を行う。

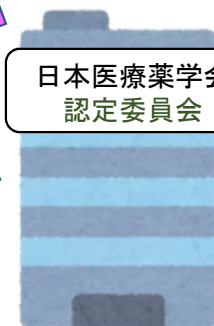
連携施設（薬局）



研修者は、研修1年ごとに
「連携研修者の研修実施状況報告※」
を提出

連携施設は、研修1年ごとに「連携施設における研修実施報告書※」を提出

日本医療薬学会
認定委員会



※：報告書の様式は後日提示します

研修者は、5年後に【更新認定申請】を行う
※5年間の研修期間中、「地域薬学ケア専門薬剤師」の要件を満たしておくことが必要